

## 新潟市水道局建設工事入札参加資格審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項並びに新潟市水道局契約規程（昭和59年新潟市水道局管理規程第5号。以下「規程」という。）第4条（規程第25条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに規程第5条及び第6条（これらの規定を規程第25条において準用する場合を含む。）並びに新潟市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成19年新潟市水道局管理規程第4号）第4条の規定を実施するため、新潟市水道局が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）並びに参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の期間その他必要な事項を定めるものとする。

(参加資格等)

第2条 新潟市水道局が発注する建設工事の契約に係る参加資格、資格審査の申請の期間その他必要な事項については、別に定めるもののほか、新潟市建設工事入札参加資格審査要綱（平成24年告示第632号）の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度及び28年度の資格審査の申請から適用する。

附則

この要綱は、平成29年1月5日から施行し、平成29年度及び30年度の資格審査の申請から適用する。